

総合医療特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第4条 災害入院給付金の支払い
- 第5条 疾病入院給付金の支払い
- 第6条 入院給付金の支払いに関するその他の事項
- 第7条 手術給付金の支払い
- 第8条 放射線治療給付金の支払い
- 第9条 手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第12条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第13条 告知義務
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第16条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第17条 特約保険料の払込み
- 第18条 特約保険料の立替え
- 第19条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第20条

8. 特約内容の変更

- 第21条 入院給付日額の減額
- 第22条 入院給付日額の増額
- 第23条 特約の復旧
- 第24条 給付限度の型の変更
- 第25条 給付金等の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第26条 特約の解約
- 第27条 解約返戻金額
- 第28条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第29条

11. 請求手続き

- 第30条

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第31条

13. 契約内容の登録

- 第32条

14. 主約款の準用

- 第33条

15. 特則

- 第34条 中途付加の場合の特則
- 第35条 新特別条件特約等付加の場合の特則
- 第36条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
- 第37条 主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則
- 第38条 主契約が生存給付金付増年金収入保障保険等の場合の特則
- 第39条 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則
- 第40条 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則
- 第41条 主契約が変額保険(終身型)等の場合の特則
- 第42条 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則
- 第43条 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
- 第44条 主契約が每期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第45条 主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
- 第46条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第47条 主契約が無配当定期保険の場合の特則
- 第48条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第49条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

別表 対象となるがん

総合医療特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

第4条（災害入院給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、災害入院給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因とする入院 ^[2] であること ロ. 不慮の事故による傷害の治療を目的としている入院であること ハ. 不慮の事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に入院の開始があること ニ. 病院または診療所等 ^[3] における入院であること ホ. 入院日数が1日 ^[4] 以上であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 入院給付日額×入院日数
3. 給付限度	災害入院給付金の支払いには、次の限度があります。 イ. 継続した1回の入院についての給付限度 給付限度の型 ^[5] に対応する給付限度日数分の支払いを限度とします。 ロ. 通算給付限度 ^[6] 1000日分の支払いを限度とします。

② 前項第1号の入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

補 則 欄

第4条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2] 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。

[3] 「病院または診療所等」とは、次のいずれかに該当する施設とします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する施術所に限ります。）
3. 前1. および2. と同等の日本国外にある医療施設

[4] 「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

[5] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。

[6] この特約の災害入院給付金が支払われるすべての入院日数を通算した限度をいいます。

- ③ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院し、災害入院給付金の支払理由が重複して生じたとき¹⁷⁾でも、支払理由が重複して生じている日の災害入院給付金を重複しては支払いません。

第5条（疾病入院給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、疾病入院給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期 ¹¹⁾ 以後に発病した ¹²⁾ 疾病を直接の原因とする入院 ¹³⁾ であること ロ. 疾病の治療を目的としている入院であること ハ. この特約の保険期間中に入院の開始があること ニ. 病院または診療所等 ¹⁴⁾ における入院であること ホ. 入院日数が1日 ¹⁵⁾ 以上であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 入院給付日額×入院日数
3. 給付限度	疾病入院給付金の支払いには、次の限度があります。 イ. 継続した1回の入院についての給付限度 給付限度の型 ¹⁶⁾ に対応する給付限度日数分の支払いを限度とします。 ロ. 通算給付限度 ¹⁷⁾ 1000日分の支払いを限度とします。

- ② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期¹¹⁾前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める疾病入院給付金の支払理由に該当したとき¹⁸⁾は、次に定めるところによります。
- この特約の締結の際¹⁹⁾に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始期¹¹⁾前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、疾病入院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 第1項第3号にかかわらず、疾病入院給付金の支払日数が給付限度に到達した日の翌日以降のがん（別表）の治療を目的としている入院については、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。
- ④ 第1項第1号の入院¹⁰⁾を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 第1項第1号の入院¹⁰⁾をした場合に、入院開始時に疾病を併発していたことまたは入院中に疾病を併発したことに



補 則 欄



第4条補則

[7] 第1項第1号の入院を同一の日に2回以上したときは、支払理由が重複して生じたものとみなします。

第5条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後に発病した疾病による入院とみなします。
- [3] 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。
- [4] 「病院または診療所等」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
 - 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する施術所に限ります。）
 - 前1. および2. と同等の日本国外にある医療施設
- [5] 「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- [6] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。
- [7] この特約の疾病入院給付金が支払われるすべての入院日数を通算した限度をいいます。
- [8] 第6項第1号、第2号または第4号により該当したときを除きます。
- [9] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分についてはその際とします。
- [10] 第2項により疾病入院給付金が支払われる入院を含みます。

より疾病入院給付金の支払理由が重複して生じたとき¹¹¹でも、支払理由が重複して生じている日の疾病入院給付金を重複しては支払いません。

- ⑥ 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
1. 不慮の事故以外の外因による傷害による入院
 2. 不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
 3. 異常分娩を直接の原因とする、公的医療保険制度¹¹²において保険給付の対象となる入院
 4. 骨髄幹細胞の採取手術¹¹³を直接の目的としている入院。ただし、この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降の入院に限ります。

第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）

- ① 入院中に入院給付日額が減額されたときは、各日現在の入院給付日額にもとづいて災害入院給付金額および疾病入院給付金額を計算します。
- ② 次のいずれかの時以前に開始した入院がその時以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
1. この特約の保険期間満了の時
 2. 主契約の保険金等の支払いによりこの特約が消滅した時
- ③ 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払理由が重複して生じたとき¹¹¹は、その重複した入院日数については、次表に定める順位にしたがい、いずれかの入院給付金を支払います。

順位	入院給付金の種類
第1順位	がん（別表）の治療を目的としている入院についての疾病入院給付金
第2順位	災害入院給付金
第3順位	がん（別表）以外の疾病の治療を目的としている入院についての疾病入院給付金

- ④ 第4条（災害入院給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、災害入院給付金および疾病入院給付金をその法人に支払います。

第7条（手術給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、手術給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたときに支払います。 イ. 次のいずれかの手術であること (1) この特約の責任開始期 ¹¹¹ 以後に発生した ¹¹² 疾病または傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を目的とした次のいずれかの手術 ^{113,114}
---------	---



第5条補則

- [11] 第1項第1号の入院（第2項により疾病入院給付金が支払われる入院を含みます。）を同一の日に2回以上したときは、支払理由が重複して生じたものとみなします。
- [12] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。
- [13] 「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

第6条補則

- [1] 次の場合は、支払理由が重複して生じたときには該当しません。
1. 災害入院給付金の支払われる入院の退院日と同一の日に疾病入院給付金の支払われる入院を開始したとき
 2. 疾病入院給付金の支払われる入院の退院日と同一の日に災害入院給付金の支払われる入院を開始したとき

第7条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた手術については、責任開始期以後に発生した疾病または傷害を直接の原因とする手術とみなします。
- [3] 異常分娩を直接の原因とする、公的医療保険制度において保険給付の対象となる手術は、疾病を直接の原因とする手術に含めません。
- [4] 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、健康診断・人間ドックにおける検査のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

<p>1. 支払理由</p>	<p>a. 公的医療保険制度^[5]において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表^[6]に手術料の算定対象として定められている手術。^[7] ただし、そのうち次のいずれかに該当する手術を除きます。</p> <p>(i) 創傷処理 (ii) 皮膚切開術 (iii) デブリードマン (iv) 抜歯手術 (v) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</p> <p>b. 公的医療保険制度^[5]において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表^[6]に輸血料の算定対象として定められている骨髄移植術^[8]</p> <p>(2) この特約の責任開始の日から起算して1年を経過した日以降に受けた骨髄幹細胞の採取手術^[9]</p> <p>ロ. この特約の保険期間中に受けた手術であること ハ. 病院または診療所^[10]において受けた手術であること</p>									
<p>2. 支払額</p>	<p>次に定める金額を支払います。</p> <p>イ. 第4条（災害入院給付金の支払い）第1項第1号または第5条（疾病入院給付金の支払い）第1項第1号の入院^[11]中に受けた手術の場合</p> <table border="1" data-bbox="402 741 1430 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>開頭術、開胸術 および開腹術^[12]</th> <th>開頭術、開胸術および 開腹術^[12]以外の手術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) がん（別表）の治療を目的としている入院中に受けた手術</td> <td>入院給付日額×40</td> <td>入院給付日額×20</td> </tr> <tr> <td>(2) 前(1)以外の手術</td> <td>入院給付日額×20</td> <td>入院給付日額×10</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 前イ以外の手術の場合 入院給付日額×5</p>		開頭術、開胸術 および開腹術 ^[12]	開頭術、開胸術および 開腹術 ^[12] 以外の手術	(1) がん（別表）の治療を目的としている入院中に受けた手術	入院給付日額×40	入院給付日額×20	(2) 前(1)以外の手術	入院給付日額×20	入院給付日額×10
	開頭術、開胸術 および開腹術 ^[12]	開頭術、開胸術および 開腹術 ^[12] 以外の手術								
(1) がん（別表）の治療を目的としている入院中に受けた手術	入院給付日額×40	入院給付日額×20								
(2) 前(1)以外の手術	入院給付日額×20	入院給付日額×10								

② 前項第1号イ(1)にかかわらず、この特約の責任開始期^[11]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める手術給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。

- この特約の締結の際^[13]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- その疾病について、この特約の責任開始期^[11]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、手術給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

補 則 欄

第7条補則

- [5] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。
- [6] 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- [7] 歯科診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）により手術料の算定された手術であっても、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術は含みます。
- [8] 「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
- [9] 「骨髄幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄から骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- [10] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 - 前1. と同等の日本国外にある医療施設
- [11] 第5条（疾病入院給付金の支払い）第2項により疾病入院給付金が支払われる入院を含みます。
- [12] 「開頭術」、「開胸術」および「開腹術」とは、次の手術をいいます。
- 「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含みます。
 - 「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいい、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。
 - 「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいい、腹腔鏡下に行われる手術を含みます。
- [13] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分についてはその際とします。

- ③ 被保険者が第1項第1号の手術^[14]を同一の日に2つ以上受けたとき^[15]は、最も倍率の高いいずれか1つの手術を受けたものとみなします。
- ④ 医科診療報酬点数表^[6]において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められる区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を2回以上受けた場合は、第1項および第2項にかかわらず、当該手術に対して手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日から起算して60日以内に受けた手術に対しては、手術給付金を支払いません。

第8条（放射線治療給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、放射線治療給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が次の条件をすべて満たす放射線治療を受けたときに支払います。 イ. 公的医療保険制度 ^[1] において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表 ^[2] に放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療であること ^[3] ロ. この特約の責任開始期 ^[4] 以後に発生した ^[5] 疾病または傷害を直接の原因とする放射線治療であること ハ. 治療を直接の目的とした放射線治療であること ニ. この特約の保険期間中に受けた放射線治療であること ホ. 病院または診療所 ^[6] において受けた放射線治療であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 入院給付日額×10

- ② 前項第1号ロにかかわらず、この特約の責任開始期^[4]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める放射線治療給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。
 - 1. この特約の締結の際^[7]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で放射線治療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その疾病について、この特約の責任開始期^[4]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、放射線治療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 第1項および前項にかかわらず、被保険者が第1項第1号に定める放射線治療^[8]を2回以上受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。

補 則 欄

第7条補則

- [14] 第2項により手術給付金が支払われる手術を含みます。
- [15] 1つの手術を2日以上わたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

第8条補則

- [1] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。
- [2] 「医科診療報酬点数表」とは、放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- [3] 歯科診療報酬点数表（放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）により放射線治療料の算定された放射線治療であっても、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として定められている放射線治療は含みます。
- [4] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [5] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた放射線治療については、責任開始期以後に発生した疾病または傷害を直接の原因とする放射線治療とみなします。
- [6] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 - 1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 - 2. 前1. と同等の日本国外にある医療施設
- [7] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分についてはその際とします。
- [8] 第2項により放射線治療給付金が支払われる放射線治療を含みます。

第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）

- ① 手術または放射線治療を受けた日現在の入院給付日額にもとづいて手術給付金または放射線治療給付金を支払います。
- ② 第7条（手術給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、手術給付金および放射線治療給付金をその法人に支払います。

第10条（特約保険料の払込免除）

- ① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 1. 入院給付日額の減額および増額
 2. 特約の復旧

第11条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院または手術もしくは放射線治療を受けた場合に、これらの理由により入院または手術もしくは放射線治療を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、給付金の金額を削減して支払いますまたはその金額の全額を支払いません。

3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

第12条

被保険者が次のいずれかにより給付金の支払理由に該当したときは、給付金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存^{[1][2]}
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
8. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）^[3]

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第13条（告知義務）

この特約の締結、復活、復旧または入院給付日額の増額の際、会社が告知書で質問した給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第14条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約^[1]を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約^[1]を解除すること



補 則 欄



第12条補則

- [1] 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- [2] 第3号は、災害入院給付金については適用されません。
- [3] 第8号は、手術給付金および放射線治療給付金については適用されません。

第14条補則

- [1] この特約の復旧または入院給付日額の増額が行われた場合には、その際の入院給付日額の増額部分とします。

ができます。この場合には、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2] ただし、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または返還金の受取人に通知します。
- ④ 本条によりこの特約^[1]を解除した場合、この特約^[1]に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 - 1. この特約の締結、復活、復旧または入院給付日額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 - 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 - 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第16条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故 招致	保険契約者、被保険者 ^[1] または返還金の受取人が、この特約の給付金等 ^{[2][3]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[4] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の給付金等 ^{[3][5]} の請求に関し、その給付金等の受取人 ^[6] が詐欺行為 ^[4] をしたとき

補 則 欄

第14条補則

- [2]すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第15条補則

- [1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧または入院給付日額の増額の際の入院給付日額の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

第16条補則

- [1]被保険者が死亡したときの返還金については、被保険者を除きます。
- [2]給付金または返還金をいいます。また、被保険者が死亡したときの返還金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- [3]保険料の払込免除を含みます。
- [4]未遂を含みます。
- [5]給付金または返還金をいいます。
- [6]保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。

3. 反社会的勢力	保険契約者、被保険者または返還金の受取人が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[7] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ^[7] に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ^[7] を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者または返還金の受取人が法人の場合、反社会的勢力 ^[7] がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ^[7] と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の事由	保険契約者、被保険者または返還金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ^[8]

- ② 給付金等^[5]の支払理由^[9]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[9]による給付金等^[5]^[10]の支払い^[3]を行いません。^[11]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または返還金の受取人に通知します。
- ④ 本条によりこの特約を解除した場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。^[12]

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第17条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、
- ③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、
- ④ 払込期月に対応する保険料^[2]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[2]を給付金から差し引きます。
- ⑤ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[2]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[2]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

第18条（特約保険料の立替え）

猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、



第16条補則

- [7] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [8] 例えば、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。
- [9] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [10] 第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号イからホまでに該当したのが返還金の受取人のみであり、その返還金の受取人が返還金の一部の受取人であるときは、返還金のうち、その返還金の受取人に支払われるべき返還金をいいます。
- [11] すでに給付金等を支払っていたときは給付金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- [12] 第1項第3号によりこの特約を解除した場合で、返還金の一部の受取人に対して第2項を適用して返還金を支払わないときは、この特約のうち支払わない返還金に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第17条補則

- [1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。
- [2] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。

第19条（特約の失効および同時消滅）

① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

② 次の場合、この特約は同時に消滅します。

1. 主契約の消滅

この場合、この特約に解約返戻金があるときは、次表に定めるところによります。

イ. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
ロ. 被保険者が死亡したとき	(1) 主契約の死亡保険金等 ^[1] が支払われるとき 返還金 ^[2] を主契約の死亡保険金等 ^[1] とあわせて、主契約の死亡保険金等 ^[1] の受取人に支払います。 (2) 前(1)以外 返還金 ^[2] を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意 ^[3] により被保険者が死亡したときは支払いません。
ハ. 主契約の高度障害保険金が支払われるとき	返還金 ^[2] を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。

2. 主契約の払済保険または延長保険への変更

この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

7. 特約の復活

第20条

① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第21条（入院給付日額の減額）

① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額を下回る減額はできません。

② 入院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第22条（入院給付日額の増額）

① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、入院給付日額を増額することができます。

② 会社は、入院給付日額の増額を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から入院給付日額の増額部分について責任を負います。

1. 会社の定める金額を受け取った時

2. 告知が行われた時

第23条（特約の復旧）

① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。



第19条補則

[1] 被保険者の死亡により支払われる保険金または給付金をいいます。

[2] この特約の解約返戻金と同額とします。

[3] 保険契約者と被保険者が同一の場合を除きます。

第24条（給付限度の型の変更）

この特約の給付限度の型^[1]の変更は、取り扱いません。

第25条（給付金等の受取人の変更）

給付金または返還金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第26条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第27条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金は、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険料払込期間中
解約返戻金はありません。
 2. この特約の保険料払込期間満了後
解約返戻金額は入院給付日額の30倍相当額とします。ただし、この特約の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約返戻金はありません。
- ② この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
- ③ 主契約において保険契約者に対する貸付けを行う場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

第28条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第29条

- ① この特約の締結日から起算して所定の期間を経過したことその他の所定の要件を満たす場合、この特約の社員配当金を割り当てることがあります。
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

11. 請求手続き

第30条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. 給付金等の支払金の支払い
2. 特約内容の変更

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第31条

- ① 医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合等、この特



第24条補則

[1] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。

第30条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

約の給付にかかわる公的医療保険制度^[1]の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金の支払理由の変更を行うことがあります。

- ② 前項により疾病入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

13. 契約内容の登録

第32条

- ① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 入院給付金の種類
 3. 入院給付日額
 4. 契約日（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金および保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金および共済契約と読み替えます。

14. 主約款の準用

第33条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

15. 特則

第34条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。



第31条補則

[1] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 責任開始期	<p>会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。</p> <p>イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時</p> <p>ロ. 告知が行われた時</p>
2. 保険料の計算	<p>この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日^[1]における被保険者の年齢により計算します。</p>

第35条（新特別条件特約等付加の場合の特則）

新特別条件特約または特別条件特約に定める特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に行った入院、手術および放射線治療に関しては、次に定めるところによります。

1. 特定部位に生じた疾病^{[1][2]}によるときは、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金を支払いません。
2. 前号にかかわらず、会社指定の期間満了以前に開始した入院が会社指定の期間の満了後も継続しているときは、その満了日の翌日からの入院に対して疾病入院給付金を支払います。
3. 特定部位以外の部位に生じた疾病^[1]を併発した場合、第1号にかかわらず、その併発日以降の入院に対して疾病入院給付金を支払います。^[3]

第36条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則）

① この特約が5年ごと利差配当付定期保険または定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

イ. 特別保険料領取方法が適用されている場合	<p>更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。</p>
ロ. 特定部位不支払方法が適用されている場合	<p>(1) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。</p> <p>(2) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、</p>

2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 3. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
 4. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとし、
 5. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとし、
- ② この特約が5年ごと利差配当付増定期保険に付加されているときは、第19条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済養老保険」と読み替えます。

第37条（主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則）

① この特約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。

② この特約が付加されている5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険または終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合



第34条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第35条補則

- [1] 第5条（疾病入院給付金の支払い）第6項の場合を含みます。
- [2] 新特別条件特約または特別条件特約に定める感染症を除きます。
- [3] その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限り、

- イ、年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間^[1]に変更の請求があったものとします。
- ロ、第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
- ハ、この特約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、返還金^[2]を年金受取人に支払います。
- ニ、この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[3]
2. 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合
- イ、介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- ロ、この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[3]
3. 主契約の一部を移行する場合
- イ、主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
- ロ、この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。^[3]
- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。
- ④ 第2項第1号において、主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険から変更されたものであって、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されている場合は、主契約の被保険者の生存中に、離婚または婚姻の取消しにより、夫婦年金支払移行特約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者でなくなったときも、この特約は同時に消滅します。

第38条（主契約が生存給付金付通増年金収入保障保険等の場合の特則）

この特約が生存給付金付通増年金収入保障保険、通増年金収入保障保険（養老保険型）または通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）に付加されている場合、主契約の死亡保険金等^[1]の支払理由が生じたときは、この特約も同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、返還金^[2]を主契約の死亡保険金等^[1]とあわせて主契約の死亡保険金等^[1]の受取人に支払います。

第39条（主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
2. 被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、返還金^[1]を年金受取人に支払います。
3. 第19条（特約の失効および同時消滅）第2項第1号ロの適用に際しては、「保険契約者」を「保険契約者（主契約の年金支払開始日以後は年金受取人）」と読み替えます。
4. 第19条（特約の失効および同時消滅）第2項第2号の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年

補 則 欄

第37条補則

- [1] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
- [2] この特約の解約返戻金と同額とします。
- [3] この特約が5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときを除きます。

第38条補則

- [1] 死亡保険金または高度障害保険金をいいます。
- [2] この特約の解約返戻金と同額とします。

第39条補則

- [1] この特約の解約返戻金と同額とします。

金保険」と読み替えます。

5. 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または個人年金保険(93)の場合、第6条(入院給付金の支払いに関するその他の事項)および第9条(手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項)の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険もしくは個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加されたときまたは5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)もしくは新個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更されたときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の全部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
 - イ. この特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。¹²⁾
 - ハ. 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、その移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 2. 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いもしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - イ. この特約の保険期間は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - (2) 主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - a. 一部の年金部分を保証期間付終身年金とする2以上の年金の種類等に変更するときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - b. 2以上の確定年金または有期年金のみに変更するときは、変更後の年金部分のうち年金支払期間が最も長い年金部分の年金支払期間満了時¹³⁾までの期間に変更があったものとします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち次の年金部分の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。この場合、該当する年金部分が2以上あるときは、(1)から(4)までにおいては保証期間、(5)においては年金支払期間が最も長い年金部分¹⁴⁾の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。¹²⁾
 - (1) 夫婦年金支払いに移行した部分がある場合
夫婦年金支払いに移行した部分
 - (2) 前(1)以外の場合で、通増年金型の保証期間付終身年金部分¹⁵⁾がある場合
通増年金型の保証期間付終身年金部分¹⁵⁾
 - (3) 前(1)または(2)以外の場合で、定額年金型の保証期間付終身年金部分¹⁵⁾がある場合
定額年金型の保証期間付終身年金部分¹⁵⁾
 - (4) 前(1)から(3)まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - (5) 前(1)から(4)まで以外の場合
確定年金部分または有期年金部分
 - ハ. 前ロに定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算による支払金はありません。

第40条(主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則)

- ① この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または新生存給付金付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
 2. この特約の被保険者の変更を承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いに準じて、この特約の被保険者の変更の取扱いを行います。



第39条補則

- [2] この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときを除きます。
- [3] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。
- [4] 確定年金部分と有期年金部分の年金支払期間が同じときは有期年金部分とします。
- [5] 保証期間付終身年金の支払いに移行した部分を含みます。

3. 第4条（災害入院給付金の支払い）、第5条（疾病入院給付金の支払い）、第7条（手術給付金の支払い）、第8条（放射線治療給付金の支払い）および第15条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の際」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの際」と読み替えます。
4. 第13条（告知義務）および第15条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、「復活、復旧または入院給付日額の増額」を「復活、復旧、入院給付日額の増額または婚姻時の特別取扱い」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

イ. 特別保険料額収方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
ロ. 特定部位不支払方法が適用されている場合	(1) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 (2) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第41条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

- ① この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第19条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の自動延長保険、払済保険または延長保険への変更」と読み替えます。
2. 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、第27条（解約返戻金額）にかかわらず、この特約に解約返戻金がある場合でもその解約返戻金は主契約の解約返戻金に加算しません。
3. 主契約が変額保険（終身型）の場合、主契約に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
- イ. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
- (1) 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時¹⁾までの期間に変更の請求があったものとします。
- (2) 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
- (3) この特約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、返還金²⁾を年金受取人に支払います。
- (4) この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
- ロ. 主契約の一部を年金支払いに移行する場合
- (1) 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
- (2) この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。
- ② 前項第3号によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。



第41条補則

- [1] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。
- [2] この特約の解約返戻金と同額とします。

第42条（主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. この特約の被保険者は、主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者とします。
2. 第19条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「連生払済保険または連生延長保険」と読み替えます。
3. この特約の被保険者以外の被保険者について主契約の保険金が支払われるときは、この特約は主契約と同時に消滅するものとし、保険料積立金をその保険金の受取人に支払います。
4. 主契約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に変更された場合、主契約におけるこの特約の被保険者が、5年ごと利差配当付終身保険または終身保険の被保険者でないときは、この特約は解約されたものとします。
5. 主約款に定める保険契約消滅時の特別取扱いを行うときは、主約款に準じて、この特約を締結することがあります。ただし、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約消滅前に付加されていたこの特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されていたときは、この特約の締結は行いません。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されていた場合で、会社指定の期間が満了しているときを除きます。
 - ロ. この取扱い時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、会社が定める同様の特約を締結します。
6. この特約が付加されている主契約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に変更され、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されたときにおいて、5年ごと利差配当付終身保険契約または終身保険契約の全部を年金支払いに移行する場合には、第4号にかかわらず、主契約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者となるときに限り、この特約はそのまま継続します。

第43条（主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の介護年金が支払われたときは、第1回介護年金の支払理由発生時に、この特約は消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。
 2. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、前項にかかわらず、次に定めるところによります。
 1. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 2. 被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、返還金^[1]を主契約の介護年金の受取人に支払います。
- ③ 主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約またはがん保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第1項第1号を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約の介護年金が支払われたときは、次に定めるところによります。
 - イ. この特約の保険期間満了の日が主契約の介護年金支払期間満了の日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の介護年金支払期間満了の日の直前の契約日の年単位の応当日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。この場合、この特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算による支払金はありません。
 - ロ. 前イにかかわらず、第1回の介護年金の支払理由発生時以後にこの特約の保険料の払込みが必要な場合は、この特約は第1回介護年金の支払理由発生時に消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。

第44条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、定期保険、災害倍額保障・定期付養老保険、定期付養老保険「しあわせの保



第43条補則

[1] この特約の解約返戻金と同額とします。

険」、災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、逡増年金収入保障保険（養老保険型）、逡増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、生存給付金付逡増年金収入保障保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、個人年金保険、終身保険、新生生存給付金付定期保険、新個人年金保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、連生終身保険または個人年金保険（93）に付加されているときは、第29条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第29条

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

第45条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約（15）が付加されているときは、第10条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主約款に定める保険料の払込免除」を「主約款または主契約に付加されている保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約もしくは保険料払込免除特約（15）に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第46条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 第10条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。
 - イ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、主約款の別表に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）^[2]になったとき
 - ロ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、主約款の別表に定めるいずれかの障害状態（以下「障害状態」といいます。）^[2]になったとき
 2. 前号イにかかわらず、主契約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前号イに定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の締結の際^[3]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内でこの特約の保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - ロ. その疾病について、主契約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 3. 第1号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 4. 第1号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 5. 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより高度障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 被保険者または保険契約者の故意
 - ロ. 被保険者の犯罪行為
 6. 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを

補 則 欄

第46条補則

- [1] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2] 主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号イまたはロに定める原因による障害が加わって該当した高度障害状態または障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。
- [3] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際とします。

免除しません。

イ. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失

ロ. 被保険者の犯罪行為

ハ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

ニ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

ホ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

ヘ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

7. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[4]を払い込んでください。払込みのないときは、第1号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。

8. 第17条（特約保険料の払込み）第3項および第18条（特約保険料の立替え）は適用しません。

9. 第26条（特約の解約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第26条（特約の解約）

① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

② 前項の適用に際し、主契約に成人病入院特約(09)等会社の定める特約のみが付加されている場合で、主契約に付加されているこの特約以外の成人病入院特約(09)等の成人病入院給付日額等の金額が、会社の定める金額を下回っているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。

10. 主契約に保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。

イ. 第32条（契約内容の登録）の適用に際しては、「または特約の中途付加」を「特約の中途付加、保障見直しまたは保障一括見直し」と読み替えます。

ロ. 第34条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。

② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

④ 第4条（災害入院給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、災害入院給付金および疾病入院給付金をその法人に支払います。

2. 第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 第7条（手術給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、手術給付金および放射線治療給付金をその法人に支払います。

3. 第29条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第29条

① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。この場合、第2号ロおよび第3号ロに該当する特約については、第2号イおよび第3号イに該当する特約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第3号および第4号による割り当てが行われる場合を除きます。

2. 次の事業年度内に、主契約が転換以外の次の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき

イ. 主契約の給付金の支払理由が生じてこの特約が消滅する場合には、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき

ロ. 主契約の給付金の支払い以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき

第46条補則

[4] 保険料年1回払・年2回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

3. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。
 - イ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき
 - ロ. 前イ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 4. 契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過してこの特約の入院給付日額が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
1. 第1号、第3号および第4号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
 2. 第2号イにより割り当てた社員配当金
主契約の給付金の支払いの際に支払います。
 3. 第2号ロにより割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。
- ③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の第1保険期間中は、次に定めるところによります。
第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）第4項および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）第2項の適用に際しては、それぞれ前項第1号および第2号を準用します。この場合、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。
 2. 第29条（社員配当金）の適用に際しては、前項第3号を準用します。この場合、読替規定については、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項については、「第3号および第4号」を「第3号から第5号まで」と読み替え、次の号を加えます。
 5. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき
 - ロ. 第2項については、次の号を加えます。
 4. 第5号により割り当てた社員配当金
主契約の第1保険期間満了の際に支払います。
 3. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとします。ただし、この特約の保険期間が終身のときまたはこの特約に保険期間が終身の特約への変更に関する特約が付加されているときは、この限りではありません。
- ④ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 2. この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
- ⑤ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
 - イ. この特約は同時に消滅します。
 - ロ. この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の積立金に充当します。
 2. 主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第47条（主契約が無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、第29条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第29条

この特約の社員配当金はありません。

第48条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
2. 主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

第49条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 第2条（特約の責任開始期）、第10条（特約保険料の払込免除）第1項、第17条（特約保険料の払込み）第1項から第3項まで、第18条（特約保険料の立替え）、第20条（特約の復活）、第27条（解約返戻金額）第2項および第3項ならびに第29条（社員配当金）は適用しません。
3. 第4条（災害入院給付金の支払い）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款」と読み替えます。
4. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ② この特約の保険期間満了の時以前に開始した入院がその時以後も継続している場合は、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
5. 第6条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）第4項および第9条（手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関するその他の事項）第2項の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「保険契約者および主約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
6. 第14条（告知義務違反による解除）第3項の適用に際しては、「被保険者または返還金の受取人に通知します。」を「被保険者または主約款に定める死亡時支払金受取人（以下「死亡時支払金受取人」といいます。）もしくは特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）に通知します。」と読み替えます。
7. 第16条（重大事由による解除）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項第3号および第4号の適用に際しては、「保険契約者、被保険者または返還金の受取人」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人」と、「保険契約者または返還金の受取人が」を「保険契約者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人が」と読み替えます。
 - ロ. 第2項の適用に際しては、「返還金の受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
 - ハ. 第3項の適用に際しては、「被保険者または返還金の受取人に通知します。」を「被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人に通知します。」と読み替えます。
8. 第17条（特約保険料の払込み）の適用に際しては、「主契約、主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
9. 第19条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第19条（特約の消滅）

- ① 被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、次に定めるところによります。
 1. 死亡保険金（主約款に定める死亡保険金をいいます。）が支払われるとき
 - イ. 返還金（この特約の解約返戻金と同額とします。以下本条において同じ。）を特約死亡保険金受取人に支払います。
 - ロ. 前イにかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、返還金を支払いません。

- (1) 保険契約者の故意（保険契約者と被保険者が同一の場合を除きます。以下本項において同じ。）
 - (2) 特約死亡保険金受取人の故意（前(1)に該当する場合を除きます。）。ただし、その者が返還金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- ハ. 返還金を支払わないときは、入院給付日額の30倍相当額のうち支払わない返還金に対応する金額を保険契約者に支払います。ただし、前ロ(1)によるときは支払いません。

2. 前号以外するとき

- イ. 死亡時支払金受取人が指定されていないとき
返還金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意により被保険者が死亡したときは支払いません。
- ロ. 死亡時支払金受取人が指定されているとき
 - (1) 返還金を死亡時支払金受取人に支払います。
 - (2) 前(1)にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、返還金を支払いません。
 - a. 保険契約者の故意
 - b. 死亡時支払金受取人の故意（前aに該当する場合を除きます。）
 - (3) 返還金を支払わないときは、入院給付日額の30倍相当額を保険契約者に支払います。ただし、前(2) aによるときは支払いません。

② 前項の返還金は、主約款に定める死亡保険金には含まれないものとします。

10. 第26条（特約の解約）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第26条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ② 前項の適用に際し、基本取扱契約に成人病入院特約(09)等会社の定める特約のみが付加されている場合で、基本取扱契約に付加されているこの特約以外の成人病入院特約(09)等の成人病入院給付日額等の金額が、会社の定める金額を下回っているときは、この特約はこの特約以外の成人病入院特約(09)等とともに解約することを要します。

11. 第34条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約締結」を「保険契約締結」と、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と読み替えます。

別表 対象となるがん

対象となるがんの範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D 47.1 D 47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D 76.0

（注）子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成は、「がん」に含めます。